

(改定) 鳩山町人権政策推進計画

平成 30 年(2018 年) 3 月

鳩 山 町

人権が尊重される社会を更に目指して

「人権の世紀」といわれる 21 世紀を迎え、国内外において人権問題の解決に向けて様々な取り組みが進められております。

しかし、今なお、女性に対する暴力や児童、高齢者、障がい者への虐待やインターネットによる人権侵害などをはじめとする~~=~~さまざまな偏見や差別などの人権問題が後を絶たず、「人権が尊重される社会」を実現することが大きな課題となっております。

そこで、人権尊重社会の実現を図るため、平成 20 年 6 月に「鳩山町人権政策推進計画」を策定し、町政のあらゆる分野で人権の尊重を基調とした施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

本計画を策定してから 10 年が経過し、社会情勢及び法体系の変化やそれらに伴う人権問題に関する状況の変化が生じていることから、これまでの取り組みを検証し、引き続き人権尊重社会の実現を目指して施策を総合的かつ計画的に推進するために、「(改定) 鳩山町人権政策推進計画」を策定しました。

結びに、この計画の策定にあたり、鳩山町人権政策推進協議会や町民の皆様方、関係諸団体などから多くの貴重な御提言・御意見をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

私は、今回改定した計画に基づき、町民の皆様方と連携を図りながら「互いの人権を尊重し共に生きる社会」の実現に向け、更に全力で取り組んでまいります。

今後とも、皆様方のご理解、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

鳩山町長 小峰孝雄

目 次

第1章 計画策定の背景

1 国際的な取り組み	3
2 国内の取り組み	4
3 埼玉県での取り組み	5
4 本町の取り組み	5

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	7
2 計画の性格	8
3 目標年次	8

第3章 人権施策の推進方向

I あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進	10
1 人権教育	10
（1）学校等における人権教育	11
（2）家庭、地域社会における人権教育	12
2 人権啓発	13
（1）町民全般に対する人権啓発	13
（2）職員に対する人権啓発	14
II 相談・支援の推進	16
III 町民等と協働した地域づくり	18

第4章 分野別施策の推進

1 女性	20
2 子ども	21
3 高齢者	23
4 障がいのある人	25
5 同和問題	26
6 外国人	28
7 さまざまな人権課題	30

第5章 推進体制

1 町の推進体制	32
2 国、県、市町村、民間団体等との連携	32

用語解説	33
------	----

施策体系	35
------	----

資料	37
----	----

(日本国憲法(抄)・世界人権宣言・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)

第1章 計画策定の背景

1 国際的な取り組み

20 世紀において、二度にわたる世界的な規模の戦争の惨禍を経験し、1945 年（昭和 20 年）に国際連合が設立されました。国際連合の国連憲章前文では、基本的人権の尊重と人間の尊厳の不可侵性は人類共通の願いであると謳っています。

さらに、1948 年（昭和 23 年）12 月 10 日の国連総会では「世界人権宣言」が採択されました。前文において、「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約」し、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」とされました。

この世界人権宣言の精神を実現するために、「難民の地位に関する条約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」等の人権保障のための条約が批准または採択されました。

国連では、こうした条約の採択による取り組みだけでなく、国連特別総会や国際年の設定などの取り組みも行われてきました。

国際婦人年（1975 年〔昭和 50 年〕）や「国際婦人の 10 年」（1976〔昭和 51 年〕～1985 年〔昭和 60 年〕）は、女性の地位向上への取り組みを世界規模の動きとし、さらに、「第 4 回世界女性会議」（1995 年〔平成 7 年〕）や「女性 2000 年会議」（2000 年〔平成 12 年〕）では、女性問題が人権問題として明確に位置づけられ、一層取り組みが強化されました。

また、国際障害者年（1981 年〔昭和 56 年〕）や「国連・障害者の 10 年」（1983〔昭和 58 年〕～1992 年〔平成 4 年〕）では、障がい者の社会への完全参加と平等の確保を呼びかけ、ノーマライゼーションの理念の普及に努めてきました。

さらに、国際先住民年（1993 年〔平成 5 年〕）を契機に先住民を巡る議論が活発化し、国際高齢者年（1999 年〔平成 11 年〕）では、高齢者の人権についての認識が深められてきました。

このような国際社会の様々な動きを受けて、1993 年（平成 5 年）、ウィーンにおける世界人権会議で「ウィーン宣言及び行動計画」を採択しました。この会議では、これまでの人権教育の潮流を再認識し、女性、子ども、高齢者、性少数者、難民、先住民、極貧の人々、H I V 感染者あるいはエイズ患者、並びに他の社会的弱者の人権の強化を強調し、そのための実効ある行動として人権教育の展開を示しました。

これを受けて、1994 年（平成 6 年）の国連総会では、1995 年（平成 7 年）から 2004 年（平成 16 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう「人権教育のための国連 10 年行動計画」が示されました。さらに人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、第一段階として「初等教育及び中等教育における人権教育」を重点とした行動計画（2005～2009 年）と第二段階として「高等教育とあ

あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修」に重点を置いた行動計画（2010～2014 年）が示されました。

また、あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障することを目的とした「障害者の権利に関する条約」が 2006 年（平成 18 年）の国連総会において採択されました。

2 国内の取り組み

国内においては、日本国憲法、教育基本法、障害者基本法等の各種法律を制定し、基本的人権の擁護が実行に移されてきました。

また、1995 年（平成 7 年）に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、1997 年（平成 9 年）に『人権教育のための国連 10 年』国内行動計画」が策定されました。

さらに、1997 年（平成 9 年）に「人権擁護施策推進法」が 5 年の限時法として施行され、この法律に基づいて「人権擁護推進審議会」が設置され、^{※注 1}「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」についての答申があり、その答申を受け 2000 年（平成 12 年）には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律の第 5 条では、地方公共団体の責務を定め、「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされました。そして、第 7 条では「国は人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない」と規定され、2002 年（平成 14 年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、女性、子ども、高齢者、障がい者等の主要な人権課題を取り上げ、人権施策への地方公共団体の積極的な関与を求めています。

その後、様々な人権関係の法律の整備や人権教育・啓発に関する基本計画に新たな人権課題を追加するなど 21 世紀を人権の世紀にふさわしいものとするために様々な取り組みが行われております。最近での人権に関する法律では、2016 年（平成 28 年）4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、2016 年（平成 28 年）6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」と同年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

※注 1 「人権及び人権教育・啓発に関する現状」、「人権教育・啓発の基本的在り方」、「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための方策」について、平成 11 年 7 月 29 日人権擁護推進審議会から答申。

3 埼玉県取り組み

埼玉県では、埼玉県長期ビジョンや埼玉県5か年計画において、「人権尊重の社会づくり」、「すべての県民が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、同和問題の解決をはじめ、差別のない明るい社会を実現するための「差別を許さない県民運動」の推進、社会全体で子育てを支援する環境づくりを図るための「子どもの人権を尊重する社会づくり」の推進等、様々な施策を推進してきました。

しかしながら、子どもや高齢者に対する虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害など人権問題は複雑・多様化しております。また、新たな人権課題として北朝鮮当局による拉致問題や、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故による避難住民への人権の配慮などがあります。そこで迅速かつ的確な対応が必要となり、そのような社会情勢の変化に適切に対応するため、2012年（平成24年）3月に「（改定）埼玉県人権施策推進指針」を策定しました。

4 本町の取り組み

本町では、1972年（昭和47年）「鳩山村同和対策審議会」を設置し、1974年（昭和49年）に「鳩山村同和対策総合計画」を策定しました。この計画では、啓発対策、環境改善対策、福祉対策、産業対策、社会同和教育、学校同和教育を柱とした各種施策を推進してきました。

1993年（平成5年）「人権尊重都市」を宣言し、人権尊重都市の実現に向け必要な施策に取り組んでまいりました。

2002年（平成14年）9月には、^{※注2}「人権と同和問題についての意識調査」を行い、2003年（平成15年）に、特別対策終了後の同和行政の基本的なあり方について、町から鳩山町同和対策審議会に諮問を行い、審議会からの「答申」が提出されました。その答申を^{※注3}尊重し「今後の同和行政の基本方針」を策定しました。

その後、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に規定されている地方公共団体の責務を踏まえ、人権施策の推進に関する事項について調査及び審議するために鳩山町人権政策推進協議会を設置し、協議会に諮問を行い、協議会からの答申が提出されて、2008年（平成20年）に「鳩山町人権政策推進計画」を策定しました。

2004年（平成16年）1月には、すべての町民が、お互いの人権の尊重と男女平等に根差した男女共同参画社会の実現を目指すための指針として、「鳩山町男女共同参画計画」を策定し、2008年（平成20年）と2013年（平成25年）の2回の改定を経て現在の「鳩山町男女共同参画計画」に至っております。

また、2004年（平成16年）3月には、障がいのある人が必要とするさまざまなニーズに対応した施策を展開していくため、本町における障がい者施策の基本方向を示した

「鳩山町障害者計画」を策定しました。以降、3年ごとに一部見直しを図り、2014年（平成26年）3月に2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）を計画期間とする「鳩山町障がい者福祉計画」を策定しました。

更に2015年（平成27年）3月には、「鳩山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもたちが自分らしく健やかに成長していくための環境づくりや将来親になる世代が希望を持って子どもを生み育てることのできる環境づくりを地域全体で推進することとしています。

2012年（平成24年）3月には、ひとり親家庭が自ら安定した生活を営み、子どもたちが健やかに成長できるよう、地域と連携した施策を総合的に推進するため、「鳩山町ひとり親家庭等支援計画」を策定し、2017年（平成29年）3月に見直しを図り、新たに「第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画」を策定しました。

2015年（平成27年）3月には、高齢者一人ひとりが健康で生きがいを持ち、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、「みんなで支え合い、住み慣れた町でいつまでも生活できる地域づくり」を基本理念に掲げた「第6期 鳩山町高齢者保健福祉総合計画」を策定しました。

本町では、以上のような計画等を策定し、各種施策に取り組んできました。

※注2 この調査は、人権に関する意識状況を把握し、今後の人権行政に必要な基礎資料を得ることを目的として、埼玉県内の6郡市の各市町村が実施。

※注3 この方針は、これまでの成果を踏まえ、本町としての今後の同和行政の基本的な施策方針について定めた。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「人権」とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利で、憲法第 11 条の中で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と定めています。

21 世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現していくためには、一人ひとりが日常生活におけるさまざまな場面において、お互いを尊重することが大切です。すべての人の人権が尊重されることは、世界平和の基礎ともなります。

このように、基本的人権の尊重を基礎とした「鳩山町」をつくっていくために、一人ひとりのさまざまな価値観や生き方を尊重し、町民がそれぞれの個性と能力を発揮し、自己実現と社会的責任を果たすことが可能な社会を創造していくことが強く期待されます。

そこで、今後の人権政策の基本理念を、

「すべての人が人間としていきいきと生きられ、平和と人権を尊重するまちの実現」

と決めました。

2 計画の性格

- (1) 人権尊重の視点に基づいた行政運営を行うに当たっての施策展開の基本的な考え方を示すものです。
- (2) 多様かつ複雑な人権問題に対応するため、総合的な人権施策の体系化を図るとともに、分野別人権施策の方向性を明らかにし、人権施策を効果的かつ効率的に実現するためのものです。
- (3) ^{※注4} 町民や企業等に対して町の人権施策の方向性を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や協働により、人権施策の推進を図るものです。
- (4) 町職員一人ひとりが人権尊重の視点に立った行政運営を行うよう、それぞれの人権意識の高揚を図るものです。
- (5) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に積極的に対応するものです。
- (6) ^{※注5} 町の部門別計画等と密接な関連を持つものです。
- (7) 世界の人権尊重施策の動向についても視野に入れ、人権施策の推進を図るものです。

※注4 「町民や企業等」については、町民一人ひとりや町民の任意の団体、企業、NPO、ボランティア団体等をいう。(以下同じ)

※注5 鳩山町男女共同参画計画、鳩山町子ども・子育て支援事業計画、第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画、第6期鳩山町高齢者保健福祉総合計画、鳩山町障がい者福祉計画等

3 目標年次

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、概ね2027年度（平成39年度）までの10年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、計画の実施状況や、社会状況の推移の把握をし、必要に応じて見直しを行います。

第3章 人権施策の推進方向

町政のあらゆる分野の業務は、町民一人ひとりの生活に密接に関連し、様々な人権に深く関わっています。このため、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、また、人権問題に関する相談、支援などの取り組みが求められています。

さらに、人権施策を効果的に実施するため関係機関との連携が必要となります。

このため、町の行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

I あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

II 相談・支援の推進

III 町民等と協働した地域づくり

また、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題及び外国人を重点的に取り組むべき分野別人権課題として施策を展開します。

なお、これらの人権課題には、それぞれの課題が重なり合って更に困難な状況に置かれるといった、いわゆる複合的な人権課題への取り組みが必要となっています。

I あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

1 人権教育

本町においては、「人権を尊重した教育の推進」を教育行政の重点政策に位置づけて、人権尊重の観点に立った学校教育の推進、同和教育の推進、障がい理解教育の推進及び男女共同参画社会の実現に向けた教育の推進を図ってきました。今後は、その成果を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭及び地域社会を通じて、幼児、児童・生徒をはじめ広く町民に人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進します。そこで、次のとおり基本的な方針を定め、人権教育を推進します。

① 町民が主体となる人権教育

町民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進します。

② 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校、家庭及び地域社会において、相互に連携を図り、町民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

③ 人権感覚を培う人権教育

町民一人ひとりが、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた町民の育成を図る人権教育を推進します。

④ 共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合う等、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

本町では上記方針に基づき、すべての人の基本的人権が尊重される町づくりを目指し、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人などに関する課題を解決するために、学校、家庭及び地域社会を通じて、人権教育を推進します。

また、同和教育については、これまで積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、人権教育の中に位置付けて推進します。

(1) 学校等における人権教育

【現状と課題】

学校教育においては、子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるため、一人ひとりを大切にする教育を推進することが必要です。

これまで、学校では人権に関する様々な課題について、子どもたちが授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取り組みが行われてきました。

しかし、いじめの問題等に見られるように、子どもたちに相手の立場に立った考え方や人権意識が十分浸透していない面があります。

このような中、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心等、豊かな人間性を育成することが必要です。

【施策の展開方向】

子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にする教育を推進し、基本的人権を尊重し、主体的にあらゆる人権問題を解決しようとする子どもたちの育成を目指します。

① 発達段階に応じた人権教育の推進

人権教育の視点に立ち、各教科（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間などで、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解に加え、人権に対する感性や人権感覚を育てます。

ア 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

イ 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障がいのある人等との交流等の豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

ウ 保育園、幼稚園及び小・中学校の連携による人権保育と人権教育の推進

保育園、幼稚園及び小・中学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。特に、乳幼児期の保育や教育については人間形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、保育園、幼稚園及び小学校との一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努

めます。

② 人権教育の研究推進

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

③ 教育相談体制の充実

さわやか相談員の配置やスクールカウンセラーの派遣等、子どもたちの理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。

④ 教職員に対する研修会等の充実

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料等の作成・配布、人権教育の研究指定校による実践的な取り組み、児童虐待防止に向けた研修等により、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

(2) 家庭、地域社会における人権教育

【現状と課題】

家庭や地域の人々が日常生活を通じて、豊かな人権感覚を身に付け、公正・公平に行動することなどを自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが求められています。

これまで、町民を対象とした人権啓発や人権問題を考える町民の集いなどを通じて人権に関する多様な学習機会が提供されてきました。参加者は、様々な人権問題について学びながら、人権が尊重される社会の実現に向けて努力してきました。

この成果を活かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解を深めるとともに、学習意欲を喚起する指導内容や指導方法の工夫・改善をしていく必要があります。

【施策の展開方向】

家庭や地域社会での身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育の指導者の養成を図ります。

① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えるなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施したりする等、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

③ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結びつくよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫と改善を図ります。

④ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校、家庭、地域社会が一体となって総合的な取り組みを行うためには、指導者の養成と充実を図ることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結びつく研修等を充実させるとともに、指導者の養成を図ります。

2 人権啓発

(1) 町民全般に対する人権啓発

【現状と課題】

人権啓発については、より多くの町民が啓発活動に触れることができるよう、リーフレットや広報紙及びホームページ等による啓発や講演会・研修会などのイベントを継続的に開催しています。

今後の人権啓発については、町民一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解が十分深められるよう、より効果的に推進することが必要です。

【施策の展開方向】

様々な人権問題を解決し、人権が尊重される社会を実現することを目的として、人権尊重の思想が地域に広く定着するよう啓発活動を推進します。

このため、国、県、他の市町村、町民や企業等と連携した効果的な啓発活動をより一層推進します。そして、町民が、様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の機会の提供や効果的な手法の採用等による啓発活動を推進します。

更に、人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発や研修についても、それぞれの職務、職場に応じて効果的な取り組みを推進します。

① 町民への啓発

町民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、広報紙、ホームページ、リーフレットなどを活用し、人権教育・啓発活動体制の充実を図るとともに、国、県、他の市町村、町民や企業等と連携及び協力し、効果的に啓発活動を推進します。

また、人権尊重の意識の高揚を図るため、講演会・研修会などを実施するとともに、啓発物品の配布や人権に関する情報の提供を行います。

さらに、「^{※注7}埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会」や「^{※注8}川越・東松山人権啓発活動地域ネットワーク協議会」等、人権啓発に係わる協議会との連携を図り啓発活動を実施します。

※注7 埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会

さいたま地方法務局、県、埼玉県人権擁護委員連合会で構成された、人権啓発活動を行う組織。

※注8 川越・東松山人権啓発活動地域ネットワーク協議会

さいたま地方法務局川越支局、同東松山支局、川越支局管内及び東松山支局管内の市町村、並びに川越人権擁護委員協議会及び東松山人権擁護委員協議会で構成された、各種人権啓発活動を地域に密着し総合的かつ効果的に行う組織。

② 企業等への啓発・研修

企業等には、地域社会における社会的責任や社会貢献が求められており、公正な採用や昇任などの対応が課題となっております。

そこで、企業等に対して啓発に伴う資料や情報の提供、あるいは講演会の案内などをして人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にしたい組織づくりが進むよう、関係機関等と連携を図り、啓発活動を推進します。

③ 人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発

医療機関、社会福祉施設その他の関係団体等に対して、人権に関する啓発活動を推進します。

(2) 職員に対する人権啓発

【現状と課題】

公務員の職務内容は人権に深い関わりを持つことから、職場内の研修などを通して人権意識の高揚と資質の向上に取り組んできましたが、人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害の防止や徹底した守秘義務の遵守をするなどをして、その意識が行動に現れるよう、より一層の研修及び啓発が求められています。

【施策の展開方向】

すべての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、それぞれの職務に

応じた人権に関する研修をより一層充実させます。

また、研修にあたっては、様々な人権問題や差別問題を取り上げる等、職員が自らの問題としてとらえ、考えるような研修手法等を工夫していきます。

① 行政職員

行政職員は、職務上、町民の人権に深く関与することが多く、公平で公正な行政施策を推進する上で、特に人権意識の向上が必要です。常に町民の基本的人権を尊重し、町民の人権を擁護する立場から、それぞれの業務において適切な対応が行えるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

消防関係職員についても、職務上、人権やプライバシーに関わる活動が必要であることから、人権に関する研修の取り組みを推進します。

また、地域社会の一員として、人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう、職員の意識改革に努めます。

② 教職員

教職員は、教育活動を通じて、児童生徒に大きな影響を与えるため、すべての教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、また、学校生活のすべての場面で指導できるよう資質の向上を目指し、あらゆる人権に関する教育のための研修を充実させるとともに、指導者である教職員の人権意識の向上を図ります。

③ 福祉・保健関係職員

福祉・保健関係職員の業務の遂行に当たっては、個人のプライバシーの保護の十分な配慮や人間の尊厳に対する認識など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、人権に関する研修を充実させます。

Ⅱ 相談・支援の推進

町民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、現に人権侵害を受けている人や受けるおそれのある人に対し、問題の早期解決が図られるよう、相談、権利擁護や自立支援、一時保護等の取り組みを充実していきます。

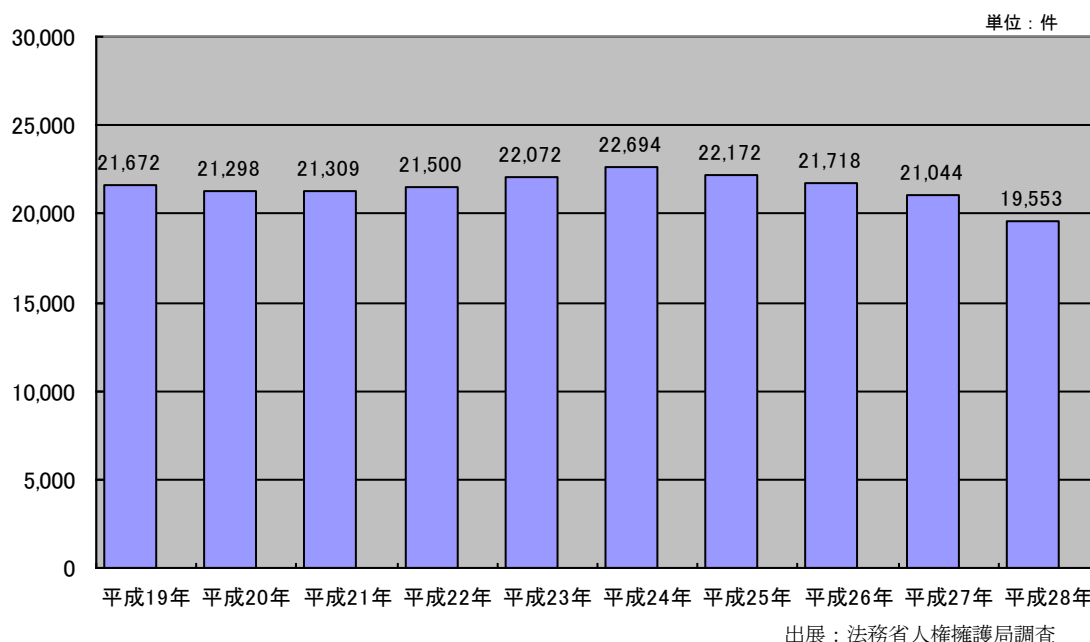
【現状と課題】

町では、人権相談、行政相談、法律相談、女性相談、生涯学習・教育相談、消費生活相談、こころの健康相談などの各種相談窓口を設置し、様々な相談業務を行い、あるいは必要に応じて適切な専門相談窓口の紹介等を行っています。

しかしながら、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障がいのある人への虐待をはじめ、人権に関する相談件数は平成24年をピークに減少傾向にあります。相談内容の多様化・複雑化に伴い迅速かつ総合的に関係機関や関係課と連携した対応が求められています。

また、人権侵害に対する相談・支援・救済は、法務局や人権擁護委員により実施され、企業等の民間団体も大きな役割を担っていますが、町の関係機関等と連携が十分に図られているとはいえません。国、県、他の市町村、企業等の民間団体が相互の特性を活かし、十分な連携を図って、相談・支援の充実等解決のために取り組むことが課題となっています。

法務省の人権擁護機関が処理した人権侵犯事件の推移



【施策の展開方向】

町民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談窓口の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上に取り組めます。

女性への暴力、子ども、高齢者、障がいのある人などへの虐待や差別等、さまざまな人権侵害を早期に解決するための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援・救済体制の充実を図ります。

また、認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある人に対する権利擁護や権利行使の援助を図ります。

さらに、複雑、多様になった人権問題に迅速かつ総合的に対応できるよう、国、県、近隣市町村、その他の関係機関と連携を強化し、取り組みを推進します。

① 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、町の関係機関をはじめ、法務局などの国の関係機関、県、近隣市町村、人権擁護委員連合会、民間団体等の人権に係る相談、支援機関等と連携を図り、協力体制の強化に努めます。

② 相談窓口の充実

町民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談窓口の充実や活動内容の町民への周知を図ります。

さらに、人権に関する相談に対して、適切な対応ができるよう、関係職員や相談員の資質の向上を図ります。

③ 支援の充実

女性への暴力、子ども、高齢者、障がいのある人への虐待など様々な人権侵害を早期に解決するために支援体制の充実を図ります。

また、認知症高齢者、知的障がい、精神障がいがある人への権利擁護や権利行使の援助を図ります。

④ 救済（解決等）に向けた取り組みの充実

女性や高齢者、障がいのある人等への権利侵害等に対する苦情処理制度及び児童虐待やいじめなど子どもへの権利侵害に対処する体制、福祉サービスの利用に関する人権侵害の訴え、苦情に対応するための体制の充実を図ります。

Ⅲ 町民等と協働した地域づくり

行政だけで人権問題の取り組みを進めるには限界があります。一人ひとりの人権が尊重される地域社会づくりのために最も重要なことは、町民や企業等の多様な地域社会の構成員が相互に連携を図り、あらゆる分野での幅広い取り組みが必要です。

町民や企業等と行政が、パートナーシップを確立し、地域社会の連帯により幅広く人権を支える仕組みをつくります。

【現状と課題】

町内各地で、町民や企業等の地域社会を構成する多様な主体による人権が尊重される地域づくりが進められていますが、より一層の取り組みが期待されます。

児童虐待やいじめ、DV（ドメスティック・バイオレンス）等の潜在しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域の住民の連帯による取り組みが求められています。

自主的、自発的に行われる町民や企業等が行う人権に係る活動は、地域の様々な人権問題の解決に向けて重要性が認識されてきています。

女性、子ども、高齢者や障がいのある人などを含むすべての社会の構成員が、地域の中で共に暮らし共に生きる社会の実現が求められています。

【施策の展開方向】

町民や企業等の地域社会の構成員が相互に連携を図り、あらゆる分野で一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指します。人権が尊重される社会づくりの基本は、地域住民をはじめ、企業等あらゆる地域社会の構成員による地域をあげての人権を尊重する仕組みを構築する取り組みと言えます。

DV、児童虐待、いじめなど潜在しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るため、地域住民の連帯による取り組みを促進します。

現在、環境問題や福祉の分野で町民や企業等の活動が注目されていますが、多様化する人権問題への取り組みにおいても、町民や企業等による自主的な活動が行われるよう進める必要があります。

人権問題に対する教育・啓発、相談・支援等、解決に向けた取り組みを推進するため、町民や企業等とのパートナーシップを促進するとともに、各種情報や活動の場の提供等、活動しやすい環境づくりを推進します。

年齢、性別、国籍、障がいの有無などの様々な違いを超えて、誰にもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくります。

① あらゆる分野で人権が尊重される社会の実現

町民一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指して、町民や企業など地域社会の構成員がともに連携して取り組みます。

また、町民や企業等の活動を促進するため、情報提供や講師派遣等の支援を推

進します。

② 住民参加による地域社会づくりの促進

いつでもだれもが地域活動やボランティア活動等に参加できる基盤を整備し、子ども、高齢者、障がいのある人などの生活を身近な地域で共に支え合うことができる地域社会づくりに取り組めるよう施策を展開します。

地域住民の地域活動やボランティア活動への参加を促進するため、学習などの取り組みを支援します。

③ 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れた、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

また、高齢者や障がいのある人などに対するサポート意識やマナー向上に向けた、教育・啓発活動を推進します。

④ 庁内の総合調整機能の強化

本町では、これまで、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの個別課題を解決するために、それぞれの課題ごとに施策を講じてきましたが、現在の人権問題のなかには、複数の問題を抱えるなど、個別的な対応では十分とはいえないケースも多くあり、その解決には町のさまざまな部署が連携し協力して対応する必要があります。人権施策を推進するために、あらゆる行政分野の連携によって、総合的で、実効性のある施策を実施します。

また、人権施策の効果的な推進に向けて、施策の実施状況の適切な進行管理を行います。

第4章 分野別施策の推進

1 女 性

【現状と課題】

人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだに女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものが見受けられます。

セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、職場でのマタニティ・ハラスメントを始めとする差別的な処遇等の課題も多く残されています。

さらに、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為等、女性に対する暴力や人権侵害が深刻化するとともに、インターネット等のメディアによる性・暴力表現等の女性の人権を侵害する情報が増加しています。

このような状況の中、本町においては平成15年度から平成19年度までの5年間を計画期間とした「鳩山町男女共同参画計画」を策定し、現在までに2回の同計画の改定を経て男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

これからは、固定的役割分担意識を解消し、女性の個性と能力が十分発揮でき、あらゆる分野において対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目指し、社会が連携を図りながら、啓発・教育、並びに相談・支援等、解決に向けた施策を総合的に推進することが求められています。

【施策の展開方向】

男女の人権を尊重する意識を深く浸透するため、啓発活動を効果的に展開します。

女性に対するあらゆる暴力は、女性の人権に直接関わる深刻な問題であり、犯罪です。2001年（平成13年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は策定され、2013年（平成25年）に第3次改定がされました。同法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護並びに自立支援等、あらゆる暴力の形態に応じた幅広い取り組みを総合的に推進します。

また、固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な生き方の中から自らの生き方を主体的に選択できるよう、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、育児・介護等の環境整備や子育て支援等を推進します。

更に、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について、広く啓発します。

① 教育・啓発の推進

町民一人ひとりが男女共同参画社会について理解を深め、固定的な役割分担意識を見直すため、男女共同参画計画に基づき、国、県、他の市町村、関係機関等、企業等との連携を図りながら、男女共同参画意識の普及啓発を推進します。

また、緊急な課題である夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント等のあらゆる女性に対する暴力の防止の意識の醸成と普及啓発を推進します。

② あらゆる暴力から女性を守るための相談、支援体制の充実

夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等のあらゆる暴力から女性を守るために、迅速で適切な対応ができるよう、警察、埼玉県、他の市町村、関係機関等と連携を図り、相談、支援体制の充実に努めます。

③ 多様な生き方を選択できる条件整備

男女が共に様々な職業で個人の能力を発揮することができるよう、「男女雇用機会均等法」の関係法令や制度の普及促進を図り、育児・介護休業制度の利用促進に努めるとともに、ひとり親家庭に対する自立のための支援をし、就業環境整備への啓発を推進します。

また、男女が共に仕事、家庭及び地域のバランスのとれた生活を実現するために、ワーク・ライフバランス（仕事と生活の調和）の推進に努めます。

④ 男女共同参画による地域づくり

男女共同参画による、住みよい地域づくりを実現するためには、男女が対等な立場で町の政策や方針の立案を決定する場面あるいはその他の様々な場面において意見が反映できるようにすることが必要です。そのため、あらゆる分野において女性の参画が促進できるよう施策等に取り組みます。

2 子ども

【現状と課題】

1989年（平成元年）の国連総会において、子どもの生存、発達、保護、参加という4つの権利を守ることを定めた「児童の権利に関する条約」が採択され、日本は1994年（平成6年）に批准しました。

しかし、近年の子どもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、地域社会とのつながりの希薄化、価値観の多様化、インターネットや携帯電話の普及による情報通信網の急速な普及等により大きく変化し、問題も複雑、多様化しています。

こうした中で、児童虐待による死亡事件やいじめによる自殺が深刻な社会問題となっており、体罰、不登校、学級崩壊、有害情報の氾濫や性の商品化等、子どもの権利に関する重大な問題も発生しており、子どもへの人権意識が損なわれている状況です。

【施策の展開方向】

子どもを基本的人権が保障された存在、権利を行使する主体であると認識し、子どもの人権を尊重する家庭環境や社会づくりを推進します。

特に、児童虐待、いじめ・体罰、児童買春等の深刻な権利侵害に対しては、福祉、保健、教育、警察等の関係機関が家庭や地域と連携し、子どもたちにしっかりとした人権意識を根付かせ、子どもの人権が尊重され、保護されるような環境をつくります。

町では2006年（平成18年）「鳩山町要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の予防、要保護児童の早期発見及び適切な保護に努めています。2009年（平成21年）には、子どもなど要援護者を地域で見守り支援する体制を確立するために鳩山町地域見守り支援ネットワーク（愛称：見守りはとネット）を設置しました。

また、子どもが自らの悩みを安心して相談できる場の提供を充実し、問題解決に向けた取り組みを進めます。

更に、子どもの社会活動への参加を促進し、さまざまな体験を通して人間性豊かな思いやりの心を育成し、非行やいじめ、また、その傍観等をしない社会全体の意識の高揚を図ります。

① 教育・啓発の推進

子どもの権利擁護を図るため、町民に対しあらゆる機会を通じて、子どもの権利を守るための啓発活動を推進します。

また、幼児期から子どもの発達段階に応じ、自分や他人の人権を大切にすることを育みます。特に、乳幼児期は、人間形成の重要な時期であり、家庭、保育所、幼稚園及び小学校などが一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育みます。

② 児童虐待防止への取り組みの推進

児童虐待の未然防止と早期発見・救済を図るため、子どもや家庭との関わりの深い児童相談所、保健所、保育所、学校、医療機関等の関係機関や民間団体との連携強化を図ります。

また、町民に対しあらゆる機会を通じて、虐待防止に関する幅広い普及・啓発活動を推進します。

③ いじめなどの問題に関する取り組みの推進

いじめなどの問題は、子どもの人権にかかる重大な問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けての取り組みを一層推進します。

教員などを対象とした研修を通じて、教員の資質や能力の向上を図るとともに、児童生徒や保護者等に対しての相談体制を充実し、関係機関との連携強化を図ります。

④ 性に関する問題の解決に向けた指導の充実

性情報の氾濫、性に関する問題行動、性的被害の増加など、性に関する様々な問

題の解決を図ります。

そこで、学校における性に関する指導の検討や充実を図り、子どもたちが性に関する問題を自ら考え、主体的に判断し望ましい行動がとれるようにしていきます。

⑤ 子育て支援の充実

子育てに関する保護者の負担感や不安感を軽減するための支援サービスを充実させ、安心して子育てができるよう地域で支え合えるネットワークづくりなど環境づくりに努めます。

本町では地域で子育てを支えるための「つどいの広場」を開設しております。また、幼稚園では「未就園児の保育体験」を実施し、子育て中の親と子どもたちが集まり、交流や育児相談ができる環境を整備し、情報の提供を得たり、安全な遊び場として利用していただけるようにしています。在園児を対象に預かり保育も実施し子育て支援の充実を図っております。

⑥ 青少年健全育成の推進

学校、家庭及び地域の連携を強化して、地域ぐるみで子どもの健全育成を図る環境づくりを推進します。

また、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

3 高齢者

【現状と課題】

平均寿命の大幅な伸びや、少子化等を背景にして我が国の人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、全国的に少子高齢化が進行する中、平成29年6月1日現在、本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口構成比）は40.44%となっています。このような状況の中、核家族化の更なる増加に伴う家族形態の変化による高齢者夫婦世帯・高齢者単身世帯、寝たきりや認知症の高齢者の増加、介護の長期化、重度化等、老老介護の問題、家族介護者の身体的・精神的・経済的負担も増大しています。

また、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄も問題となっています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売や振込め詐欺、財産奪取などの犯罪や権利侵害も急増しています。

そして高齢者を年齢などにより、一律に被支援者と決め付けるような誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが、高齢者の人権問題として指摘されています。

今後においても、高齢者が住み慣れた町でいつまでも生きがいを持ち安心して生活できる地域づくりが高齢者の様々な課題を解消するためには必要です。

【施策の展開方法】

高齢者が自らの意志に基づき、知識や経験を活かして、家庭や地域の中で積極的な役割を果たしていける環境づくりを推進します。

高齢者の自主的活動の展開や就業、或いは介護サービスの選択及び利用など、あらゆる生活の場面において、個々の主体性や希望が尊重されるよう支援していきます。

また、地域包括支援センターや保健・医療・介護・福祉の関係者等がネットワークを形成し、効果的なサービスの提供・調整を行うことができるよう支援します。

高齢者の生活のすべての場面において権利の擁護が図られるよう啓発や相談、広報やホームページなどを活用して支援します。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者や、重度障がいをお持ちの高齢者の権利の擁護についての方策を推進します。

① 教育・啓発の推進

子どもから高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」施策を進めるなど、福祉教育の推進に努めます。

また、広く町民に高齢者の福祉について関心と理解が深まるよう、啓発に努めます。特に、認知症の高齢者についての正しい理解についても普及を図ります。

② 単身高齢者等への支援の推進

高齢者単身世帯や高齢者世帯等の状況を把握するとともに、地域での見守り活動や事件・事故等の防止を推進します。

③ 介護サービスの充実

高齢者や家族に対して総合的な相談支援を行う地域包括支援センターなどを活用し、総合的な相談体制の充実に努めます。

適切な介護サービスの提供を受けられるよう、介護事業者との連携強化をはかります。また、介護サービス等に対する苦情に対応するため、相談及び支援の体制の充実を図ります。

④ 高齢者に対する権利擁護の推進及びケアの充実

認知症等の高齢者の権利擁護に関する専門的な相談・援助体制を充実します。特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。

また、高齢者の尊厳が守られる社会を構築するため、高齢者の虐待防止や権利擁護の推進を図ります。

⑤ 福祉のまちづくりの推進

高齢者をはじめ、すべての人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるよう、建物、道路、交通機関等のバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れた、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推

進します。

また、高齢者や障がいのある人などに対するサポート意識やマナー向上に向けた、教育・啓発活動を推進します。

⑥ 自立支援と社会参加の促進

高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して生活できるよう、多様な福祉のサービスを図ります。

また、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識や経験を地域で活かすことができる場を設定し、生涯学習、就労支援及び地域活動などの社会参加を促進するための施策を推進します。

4 障がいのある人

【現状と課題】

障がいのある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するためには、障がいのある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、取り除かなければならない多くの障壁があります。また、家庭内あるいは施設など、他者の目が届きにくい環境下での虐待などが指摘されるなど、地域で孤立していたり、意思表示の困難な人々の基本的人権の擁護にも配慮する必要があります。

今後も、障がいのある人の人権が尊重される社会の構築に向けた取り組みをしていくことが必要です。

【施策の展開方向】

障がいがあっても自立し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、共に学び働く場の確保、情報提供の充実、まちづくりなど地域生活を支援する施策を推進します。

様々な障壁を取り除き、障がいの有無にかかわらず基本的人権を享有する個人として尊重されるよう、障がいのある人の人権擁護施策を一層推進します。

町民一人ひとりが障がいに対する正しい理解をより深め、地域で共に生き、生活する上で、障がいのある人に対する偏見や差別意識などを解消するための啓発に努めます。

特に、人権の課題として、障がいのある人の中には、実際に生活する上で自己選択や自己決定の意思表示が困難な場合があります。このため、成年後見制度の活用を推進し、権利擁護の一層の強化を図ります。

① 教育・啓発の推進

障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現に向けた啓発を推進

します。

また、障がいのある人との学校での交流及び共同学習や福祉教育を推進し、ノーマライゼーションの理念の普及と啓発を促進します。

② 特別支援教育の充実

障がいのある児童・生徒が早期に適切な療育^{※注9}を受けられるよう支援体制の充実を図るとともに、自立と社会参加の基盤となる力を培うことができるように適切な指導と体制整備を図ります。そして、障がいのある児童・生徒の持てる力を発揮できるよう教員の専門性や指導力の向上を図ります。

また、学校教育における障がい理解教育や障がいのある・なしにかかわらず、児童・生徒たちが共に学び活動できるよう、特別支援教育の充実に努めます。

※注9 療育とは、医療、訓練、教育、福祉などの現代の科学を総動員して障がいを克服し、その児童が持つ発達能力をできるだけ有効に育て上げ、自立に向かって育成すること。

③ 地域生活支援と社会参加の促進

障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービスの利用による障がいのある人の自立支援と社会参加の促進を図ります。

また、障がいの程度や適性に応じた就労のための支援を図ります。

④ 権利擁護の推進

障がいのある人が日常の様々な場面で不当・不利な扱いを受けることがなく、安心して日常生活を送れるよう、関係機関と連携を図り、権利の擁護や行使に関する専門的な相談・支援体制の充実に努めます。

⑤ 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人をはじめ、すべての人が安全で自らの意思で自由に移動し、社会参加ができるように、建物、道路、交通機関等のバリアフリー化を積極的に推進し、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

また、障がいのある人に対するサポート意識やマナー向上に向けた、教育・啓発活動を推進します。

5 同和問題

【現状と課題】

我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害にかかわる重要な問題です。

1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実等積極的な取り組みにより、経済的、社会的、文化的向上に一定の成果をあげ、生活環境の整備を中心と

する実態的差別の解消には重要な役割を果たしてきました。

しかし、全国状況をみると、人々の観念や意識のうちに潜在する心理的差別については、着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚や就職等の際に戸籍謄本等の不正取得や不適切な身元調査事件、そしてインターネット上の差別的な書き込みや土地を購入する際に同和地区かどうかを調べるなどの差別事象も発生しています。また、最近大きく取り上げられているのは、同和地区の情報がまとめられた戦前の調査書を復刻させ販売し、ネット上で掲載しようとする人権侵害も甚だしい差別事象が更に発生しております。

このほかにも同和問題を口実とする不法、不当な行為や要求を行ういわゆる「えせ同和行為」の横行が、同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまでの国、県、市町村や民間運動団体が長年に亘って行ってきた啓発効果を一挙に覆すことになります。このように、解決しなければならない課題はまだ残されているのが現状です。

このような状況を踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（以下：部落差別解消推進法）」が施行されました。

また本町では、鳩山町同和対策審議会からの平成15年の答申を尊重し、同和問題は人権問題の一つとして捉え、同和対策審議会を廃止し、新たに人権政策推進協議会を組織し、各種施策に取り組んでいます。

今後も、これらの課題の解消を図ることにより、部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していくことが必要です。

【施策の展開方向】

差別のない明るいまちづくりを実現するため、町民一人ひとりの人権意識の高揚に努めます。また、全国の状況からも心理的差別の解消のため、「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえて、同和問題に対する正しい理解と認識が深まるよう創意工夫を凝らした教育・啓発活動を推進し、町民が、さまざまな人権問題を身近な問題として、自由な意見交換の出来る環境づくりを進め、行政の主体性（適切な行政運営のための行政の自主性）の確立に努めます。

これまでの啓発の成果を損ない、同和問題について正しい理解を図るうえで大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向けた取り組みに努めます。

① 部落差別解消推進法の趣旨を踏まえた施策の実施

平成28年12月に施行された部落差別解消推進法では地方公共団体の責務として、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとなっており、相談体制の充実、差別解消を図るための教育及び啓発の実施などが謳われております。

従いまして、部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、同和問題の解決に向けて各種施策を総合的に推進します。

また、部落差別解消推進法の周知をすることにより、同和問題について町民等に理解を深めていただき差別の解消を推進し、差別のない社会の実現を目指します。

② 教育・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解を図り、差別をなくしていくことのできる人材を育成するために、教育・啓発を推進します。

そして同和問題を人権問題の一つとして位置付け、人権教育の中で取り組み、学校、家庭、社会の緊密な連携を図りつつ、児童生徒の発達段階や地域の実情に応じた適切な教育を推進します。

また、心理的差別の解消に向けて、講演会の開催、啓発資料の活用及び配布などによる啓発活動を推進します。

③ 相談体制の充実

人権擁護委員による人権相談のほか、各種相談事業と連携を深め、相談体制の充実を図ります。

また、国や県の人権擁護機関との連携を深め、相談の解決に向けて取り組みます。

④ えせ同和行為の排除

えせ同和行為については、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな要因となっており、このような行為に対する毅然とした対応や、行為を防止するため、関係機関との連携を図りつつ、啓発資料の配布及び活用やホームページによる周知などにより啓発に努めます。

6 外国人

【現状と課題】

日本においては、少子高齢化が進み、一方でグローバル化による海外からの外国人住民が増え続けるという状況にあります。

本町における外国人登録者は、2012年（平成24年）12月末で66人（人口比率0.44%）です。2016年（平成28年）12月末では102人（人口比率0.72%）と、増加傾向にあります。

こうした外国人の方々は、人種や言語、宗教、習慣等の違いからおこる誤解により、偏見や差別を受けたりしており、人権に関わるさまざまな問題に直面しています。

また、最近特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動である「ヘイトスピーチ」が社会的問題となっています。こうした言動の解消に向けた取り組みを推進するために2016年（平成28年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

このような状況のなか、日本が将来にわたり活力のある社会を維持していくために、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、

共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。今後は、外国人住民を支援の対象から日本人とともに社会を担っていくパートナーと捉え、それぞれの能力を十分に活かせる社会づくりが必要になります。

外国人登録者数の推移

(各年末現在 単位：人)

区 分	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
鳩山町	66	81	82	94	102
埼玉県	117,845	123,294	130,092	139,656	152,486
全 国	2,038,159	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822

【施策の展開方向】

日本人と外国人住民がそれぞれお互いの立場を理解し合い、尊重し合える意識を育んでいくことができると同時にそれぞれの才能を十分に活用できる地域づくりを進めます。

また、外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっており、地域全体の課題として、行政、企業、学校、自治会等が適切な役割分担のもとに連携を図り、取り組んでまいります。

① 教育・啓発の推進

文化、習慣等の違いから生じる外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、多文化共生の地域づくりについて啓発するとともに、町民が国際理解を深める機会の提供等を図ります。

また、「ヘイトスピーチ」を解消するために施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」について町民へ周知及び理解を深める機会の提供等を図ります。

そして、学校教育で多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。

② 相談体制の充実

外国人に関しては、就労における差別や入居拒否等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権擁護委員による人権相談や法務局、外国人県民相談等関係機関と密接な連携協力を図り適切な解決に努めます。

③ 地域社会への参加

外国人住民が地域社会への参加を促進する施策の充実を図ります。

7 さまざまな人権課題

前述の6つの重点的に取り組むべき分野別の人権課題の外にも、地域における問題や次にあげるような問題等さまざまな人権問題が存在します。

(1) HIV感染者・ハンセン病患者等

HIV感染者等に対する誤解と偏見はまだ十分に解消されたとはいえず、感染したことが明らかになると退職を余儀なくされたり施設への入所が拒否されるなどの差別があり、患者・回復者やその家族が苦悩しています。ハンセン病の誤った認識のもとでハンセン病患者や元患者に対して差別や偏見が行われてきました。現在は、ハンセン病の感染力は弱いことが判明しており、治癒法も確立されております。正しい知識の普及啓発を行い差別や偏見の解消を図る必要があります。

(2) 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷付けられたり、私生活の平穏が侵害され精神的、経済的被害等様々な被害を受けている事例（ケース）が多く、また、マスメディアの行き過ぎた取材や報道等によって人権が侵害される事例（ケース）もあります。

(3) アイヌの人々

アイヌ民族であることを理由として、結婚や就職等で様々な偏見や差別が依然として存在しています。

(4) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労における差別の問題があります。

(5) 性的少数者

多くの人は、身体の性別、性自認（心の性）、外見の性別が一致し、性的指向が異性に向かっています。このような状態でない人も一定数存在します。このような人のことを性的少数者と言い、LGBTと表現されることもあります。性的少数者に対する雇用面における制限や差別、性の区分を前提とした社会生活上の制約等の問題があります。

(6) インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い生活は便利になりましたが、その一方で情報発信の匿名性を悪用して、他人を中傷したり、差別を助長したりするような表現等がインター

ネット上に掲載されるなど、人権を侵害する行為が増加しています。

(7) 北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による拉致問題は、国家的犯罪でもあり、国民の生命・安全に関わる重要な問題で許されない人権侵害です。拉致問題の解決のために、正しい理解と認識を深めるなどの啓発を図ることが必要です。

(8) 災害時における人権への配慮

災害時の避難所における、プライバシーが保護されないという問題のほか、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人などの災害時要援護者の保護や女性の避難所生活での配慮の問題があります。

(9) その他

ホームレスに対する偏見、個人のプライバシーの侵害、性的搾取及び強制労働等を目的とした人身取引、東日本大震災に起因する人権問題などのさまざまな人権問題があります。

また、今後、新たに生じる人権問題等についても、それぞれの問題の状況に応じた取り組みが必要となってきます。

【施策の展開方向】

さまざまな人権問題は、人権尊重の視点から適切な啓発・教育活動を推進するとともに、国、県、他の市町村、関係機関と連携して、効果的な相談・支援活動を積極的に推進します。

① 教育・啓発の推進

さまざまな人権問題について、人権尊重の視点から偏見や差別を解消し、さまざまな人権問題に対する正しい知識と理解を深めるための啓発活動を国や県及び他の市町村、関係機関、企業、家庭、職場、地域社会等と連携を図りながら推進します。

② 相談・支援体制の充実と解決のための施策

町と各種専門相談機関等との連携を強化してネットワーク化を進め、相談・支援等、解決のための体制の充実を図ります。

③ 指導者の確保及び養成

さまざまな人権問題を理解し、適切な行動ができる指導者について幅広く人材の確保に努めます。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、生涯学習において、指導者養成を図って行くことが重要であるため、研修の充実を図ります。

第5章 推進体制

1 町の推進体制

人権施策の推進に当たっては、関係課相互の連携のもと、総合的かつ効果的な推進を図ります。

関係課においては、この計画の趣旨を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。

また、人権政策推進計画における実施計画を作成し、実施状況について、毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるよう努めます。

2 国、県、市町村、民間団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を強化し、幅広い活動を行っていく必要があります。

このため、さいたま地方法務局、埼玉県人権推進課及び埼玉県人権擁護委員連合会を中心に人権に関わる機関や団体と連携・協力し、人権啓発活動を推進します。

【用語解説】

H I V ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) の略語。

HIV (ヒト免疫不全ウイルス Human Immunodeficiency Virus) 感染者は、HIV の感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ (後天性免疫不全症候群) の特徴的な肺炎や腫瘍などの感染症を発症していない状態の人のことです。

エイズは、HIV に感染し、生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる病気です。HIV 感染による免疫力の低下は、ゆっくりと進行し、エイズの発症までには 10 年以上かかるといわれています。近年、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されています。

えせ同和行為

同和問題を口実にして、不当な利益や義務のないことを求める行為です。「えせ」とは「似非」と書き、似てはいるが実は本物でないという意味です。

N P O 非営利組織 (Non-Profit Organization) の略語。

NPO は、非営利組織を意味し、ボランティア団体など、営利を目的としない民間の団体をいう。NPO 法人は、広義には、法人格を有する NPO をいい、狭義には、特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人をいう。特定非営利活動法人は、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、国際協力等の分野に該当し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動 (特定非営利活動) を行うことを主たる目的とするものでなければならないとされている。

L G B T (エル・ジー・ビー・ティー)

性的少数者を L G B T と称し、次のとおり内容となります。「L はレズで女性の同性愛者」、「G はゲイで男性の同性愛者」、「B はバイセクシュアルで両性愛者」、「T はトランスジェンダーで心と体の性の不一致の人を広い意味で示す」という意味を示しております。

固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、長い歴史の中で作られた「女の役割、男の役割」を幼い頃から「女らしさ、男らしさ」として身に付けられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識をいいます。

性同一性障害

性別と、自分自身の性自認との間に食い違いが生じ、それゆえに何らかの“障がい”を感じている状態。日本精神神経学会の『性同一性障害に関する答申と提言』では「生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知していながら、その反面で、人格的には自分が別の性に属していると確信している状態」と表現している。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方 (以下：本人) について本人の権利を守る援助者 (「成年後見人」等) を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の意に反した、性にかかわる言動。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれます。会社であれ、

官公庁であれ、上司と部下といった権力的な上下関係を利用したセクシュアル・ハラスメントは、被害者にとって、就業環境を著しく悪化させることになります。また、学校でも、教師と学生・生徒との間の特別権力関係を利用したセクシュアル・ハラスメントも社会問題となっています。

DV ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略語。

夫婦や恋人など親密な関係において行われる暴力。暴力には、身体的な暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力等あらゆる形態のものが含まれる。かつては親密な間柄で起きる暴力は社会問題として取上げられることはありませんでしたが、ドメスティック・バイオレンスという概念が成立し、多くの人々によって共有されることで、女性に対する明確な人権侵害として認識されるようになりました。

ノーマライゼーション

障がいがある人などを特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れる条件を整えるべきであり、健常者と障がい者などが共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

バリアフリー

バリアフリーとは、障がい（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築内の段差や仕切りをなくすなど、物理的障壁の除去という意味合いが強く、建築用語として使用されていましたが、より広く障がい者の方や高齢者の方の社会参加を困難にしている、社会的・物理的・心理的・制度的および常方面でのバリア（障がい・障壁）をフリー（なくす）という意味で用いられるようになりました。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン〔計画・実施〕していこうとする考え方。

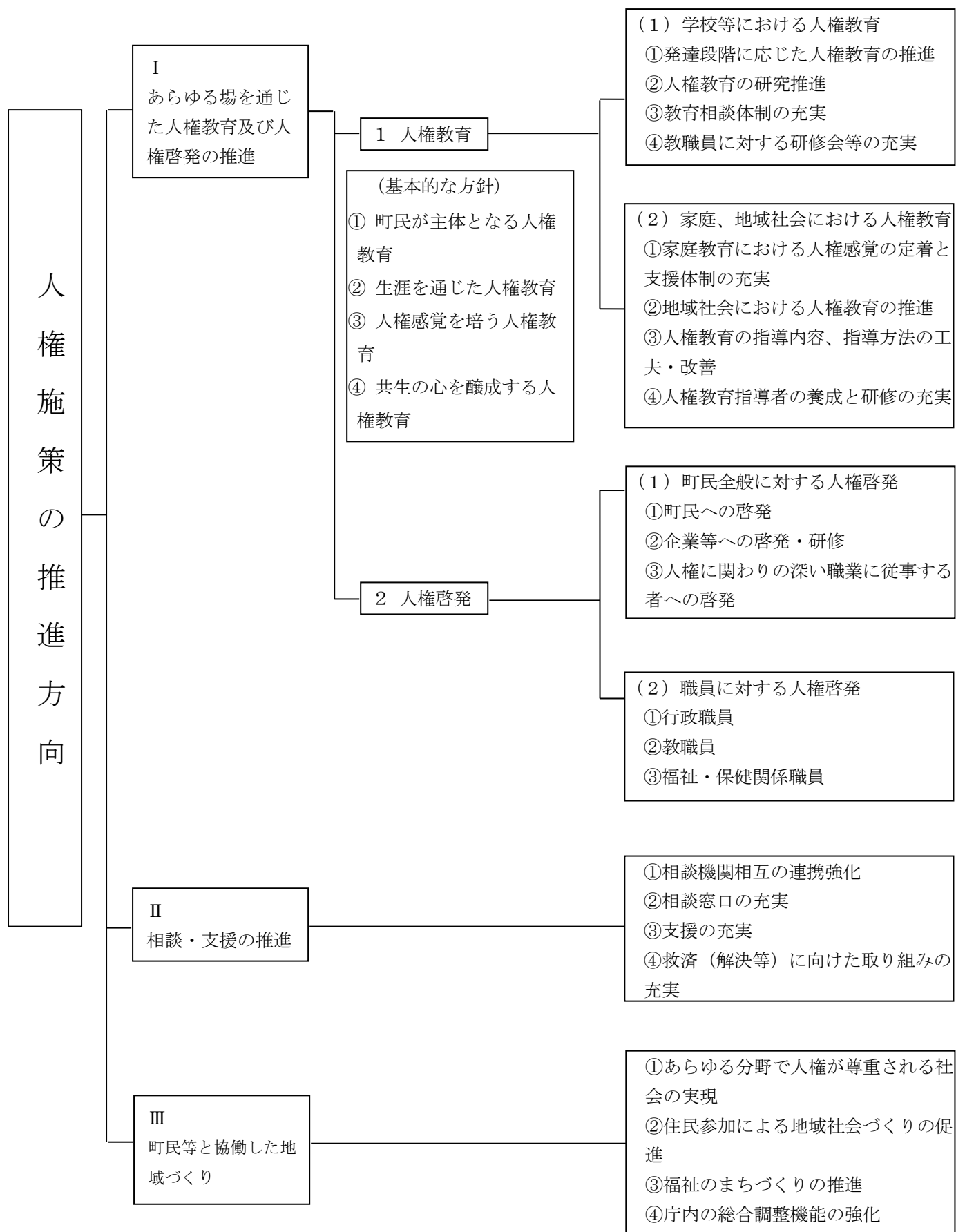
マタニティ・ハラスメント

妊娠、出産や育児休業などを理由とした解雇や退職の強要などを労働者に対してする不利益な取り扱いのことを指します。これらの行為は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で禁止されております。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する健康と権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的課題には、いづつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

(改定) 鳩山町人権政策推進計画 施策体系



分野別施策の推進

1 女性

- ①教育・啓発の推進
- ②あらゆる暴力から女性を守るための相談、支援体制の充実
- ③多様な生き方を選択できる条件整備
- ④男女共同参画による地域づくり

2 子ども

- ①教育・啓発の推進
- ②児童虐待防止への取り組みの推進
- ③いじめなどの問題に関する取り組みの推進
- ④性に関する問題の解決に向けた指導の充実
- ⑤子育て支援の充実
- ⑥青少年健全育成の推進

3 高齢者

- ①教育・啓発の推進
- ②単身高齢者等への支援の推進
- ③介護サービスの充実
- ④高齢者に対する権利擁護の推進及びケアの充実
- ⑤福祉のまちづくりの推進
- ⑥自立支援と社会参加の促進

4 障がいのある人

- ①教育・啓発の推進
- ②特別支援教育の充実
- ③地域生活支援と社会参加の促進
- ④権利擁護の推進
- ⑤福祉のまちづくりの推進

5 同和問題

- ①部落差別解消推進法の趣旨を踏まえた施策の実施
- ②教育・啓発の推進
- ③相談体制の充実
- ④えせ同和行為の排除

6 外国人

- ①教育・啓発の推進
- ②相談体制の充実
- ③地域社会への参加

7 さまざまな人権課題

- ①H I V感染者・ハンセン病患者等
- ②犯罪被害者やその家族
- ③アイヌの人々
- ④刑を終えて出所した人
- ⑤性的少数者
- ⑥インターネットによる人権侵害
- ⑦北朝鮮当局による拉致問題
- ⑧災害時における人権への配慮
- ⑨その他

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日施行

目的

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

定義

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵^{かん}養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

基本理念

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

国の責務

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

地方公共団体の責務

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

国民の責務

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

基本計画の策定

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

年次報告

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

財政上の措置

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

施行期日

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

見直し

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



鳩山町人権政策推進計画

平成30年（2018年）3月

発行／鳩山町

編集／鳩山町総務課

〒350-0392 鳩山町大字大豆戸 184-16

TEL 049-296-1214

FAX 049-296-2594